鳥取県告示第 182 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 21 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表 者の氏名)	住所(主たる事務所 の所在地)	介護予防サービス事 業を行う事業所の名 称	介護予防サービス事 業を行う事業所の所 在地	変更年月日
鳥取商事株式会社	鳥取市吉方温泉一	ヘルパーステーショ	鳥取市相生町二丁目	平成20年3月1日
代表取締役 加納	丁目223-2	ンのどか	452-1	
浩				